

由利本荘市資格取得支援助成金交付要綱

	平成 23 年	3 月 31 日
改正	平成 24 年	3 月 29 日
改正	平成 25 年	3 月 29 日
改正	平成 26 年	3 月 31 日
改正	平成 27 年	3 月 31 日
改正	平成 28 年	3 月 31 日
改正	平成 28 年 12 月 28 日	
改正	平成 29 年	3 月 31 日
改正	平成 30 年	3 月 31 日
改正	平成 31 年	4 月 1 日
改正	令和 2 年	4 月 1 日
改正	令和 3 年	4 月 1 日
改正	令和 4 年	4 月 1 日
改正	令和 5 年	4 月 1 日
改正	令和 6 年	4 月 1 日
改正	令和 7 年	4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、仕事で新たに必要となるスキルや知識の習得及び地域課題解決に繋がる資格取得を支援し、求職者の就職機会の増加及び市内事業者の競争力強化や生産性の向上を図ることを目的に、資格を取得した者に対し、資格取得支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、由利本荘市補助金等の適正に関する条例（平成 17 年由利本荘市条例第 53 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「資格」とは、業務に必要な知識・技能の習得や就業機会の拡大に資する資格又は免許で、教育訓練給付制度のうち特定一般教育訓練で取得可能なものをいう。

(交付対象者)

第 3 条 助成金交付の対象となる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者又は市長が特に認めた者とする。

- (1) 受講開始時において求職中又は由利本荘市内の事業所に現に勤務している市民
- (2) 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に資格を取得した者
- (3) 資格の取得に係る経費を支払い済みの者
- (4) 由利本荘市納税等に係る公平性の確保に関する条例（平成 25 年由利本荘市条例第 8 号）第 2 条及び第 4 条並びに由利本荘市納税等に係る公平性の確保の特例に関する規則第 2 条及び第 4 条の規定による制限措置に該当しない者であること。

(対象経費)

第 4 条 助成金交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、資格の取得に要した経費のうち、次の各号に定めるものとする。

- (1) 研修等の受講料（教材費含む）
- (2) 受験料
- (3) 資格の登録料

（交付額等）

第5条 助成金の交付額は、対象経費に3分の1を乗じて得た額と4万円とを比較していずれか低い方の額とし、予算の範囲内で交付する。

- 2 取得した資格が、大型自動車第一種免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第一種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許の場合、前項の4万円を8万円と読み替えて適用する。
- 3 助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 4 助成金の交付は、1人につき年度内1回限りとする。

（交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、由利本荘市資格取得支援助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、資格を取得した日の翌日から起算して1箇月以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 研修等の概要を記した書類の写し
- (2) 対象経費の領収書の写し
- (3) 資格を取得したことが証明できる書類の写し
- (4) 運転免許証等身分を証明するものの写し
- (5) 由利本荘市納税等に係る公平性の確保に関する条例施行規則（平成25年由利本荘市規則第41号）第3条第2項で定める納税等状況調査同意書及び由利本荘市納税等に係る公平性の確保の特例に関する規則（平成28年由利本荘市規則第34号）第8条第2項で定める特例措置に係る市税等の納税等状況調査同意書
- (6) 雇用保険受給資格者証等、求職中であることが分かる書類の写し（求職者の場合）
- (7) 在職証明書等、市内の事業所に勤務していることが分かる書類の写し（在職者の場合）

（交付決定）

第7条 市長は、前項の規定による申請があったときは、補助金等交付申請調書（様式第2号）を作成し助成金の交付の可否を決定し、由利本荘市資格取得支援助成金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第8条 助成金の交付決定を受けた者は、由利本荘市資格取得支援助成金交付請求書（様式第4号）により市長に助成金の交付請求をするものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
この要綱は、平成29年1月1日から施行する。
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。